

とくしま教員育成協議会設置要綱

徳島県教育委員会

(設置)

第1条 学び続ける教員を支える様々な取組を進めるための基盤として、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標（以下「指標」という。）の策定及び当該指標に基づく校長及び教員の資質の向上に関する必要な事項について、徳島県教育委員会と大学等が協議するため、「とくしま教員育成協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 指標の策定及び変更について
- (2) 指標に基づく校長及び教員の資質の向上について

(組織)

第3条 協議会は、次の号に掲げる者で組織し、教育長が委嘱する。

- (1) 大学関係者
- (2) 市町村教育委員会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 企業関係者
- (5) 徳島県教育委員会事務局関係者
- (6) 徳島県立総合教育センター関係者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は徳島県教育委員会教育次長とする。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 協議会に会長が出席できない場合等は、委員の中から会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は会長がこれを招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、適宜、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 協議会は事務局を設置し、事務局は徳島県教育委員会教職員課に置く。

- 2 事務局は、協議会の庶務を行う。

(ワーキンググループ)

第8条 協議会の下部組織として、協議する内容についての素案等を作成するため、ワーキンググループをおく。

- 2 ワーキンググループの設置、組織、その他必要な事項は別に定める。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長又は協議会において決定する。

附則

この要綱は、平成29年5月9日から施行する。